

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

第3回相談支援専門部会・地域生活支援専門部会合同開催 次第

令和5年2月20日(月) 午後3時から

スカイホール (文京シビックセンター26階)

1 開会

2 議題

- (1) 関係機関の情報共有について
- (2) 暮らしをサポートする仕組みについて
- (3) 令和5年度相談・地域生活支援専門部会について

3 その他

【資料第1号】第2回合同開催事後アンケート結果

【資料第2号-1】第3回障害当事者部会 資料より

【資料第2号-2】第3回障害当事者部会 委員意見抜粋

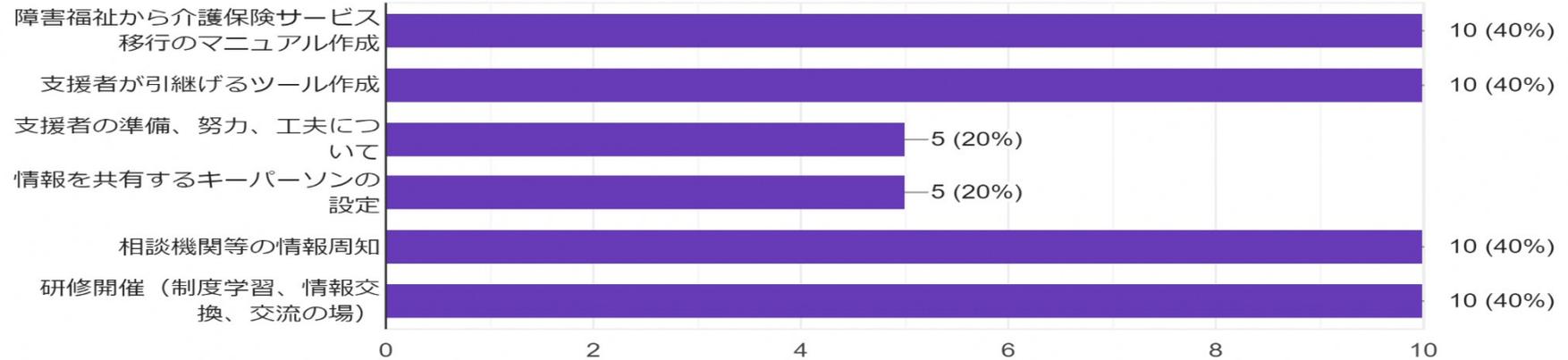
【資料第3号】連携ファイル (葛飾区)

【資料第4号】介護保険対象者のための障害福祉サービス利用の手引き (新宿区)

【資料第5号】地域生活支援拠点説明

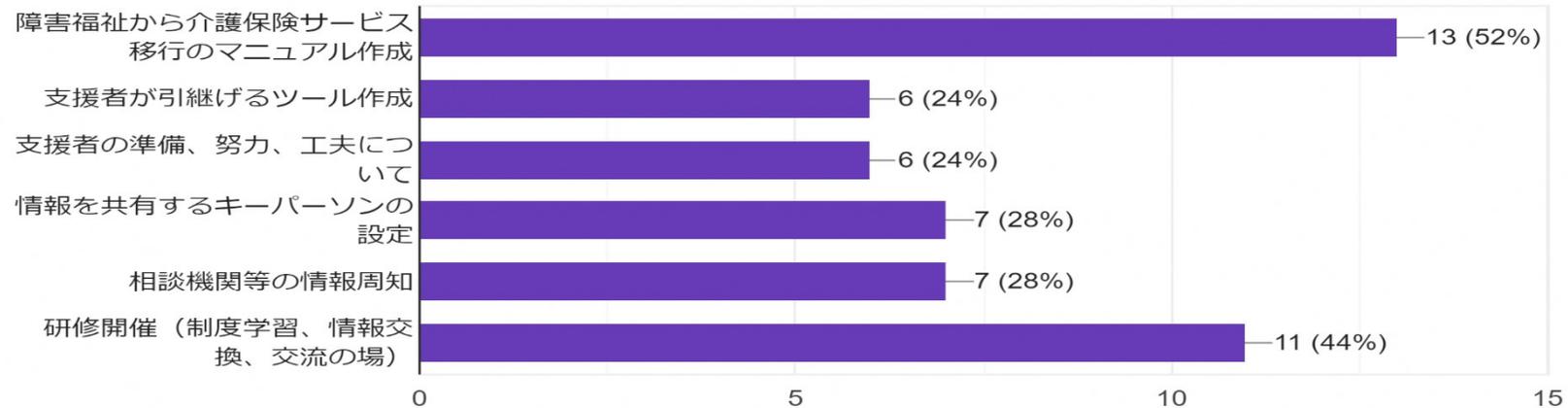
(1)切れ目ない支援について ①課題解決策として、次回掘り下げたい内容

25件の回答

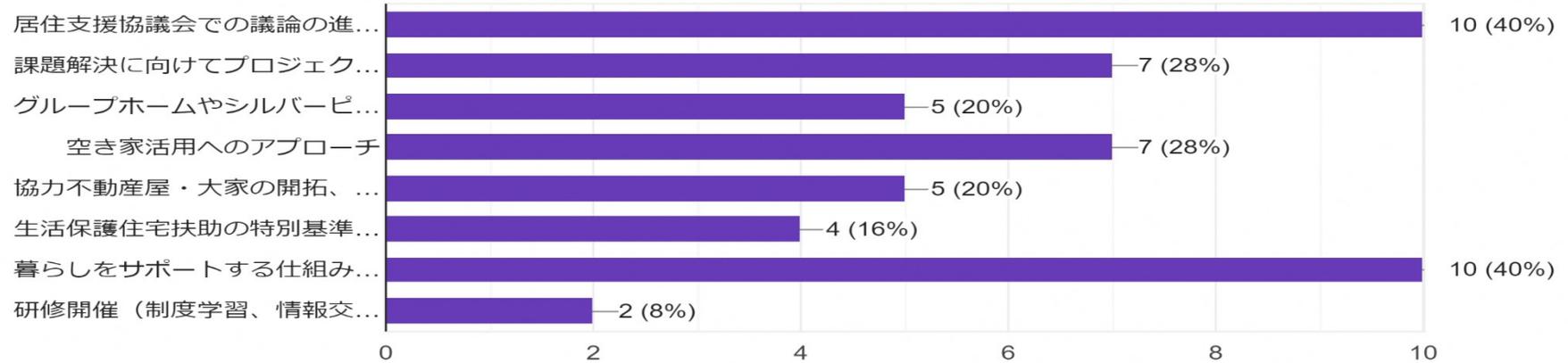


(1)切れ目ない支援について ②すぐの実行して成果が出そうな内容

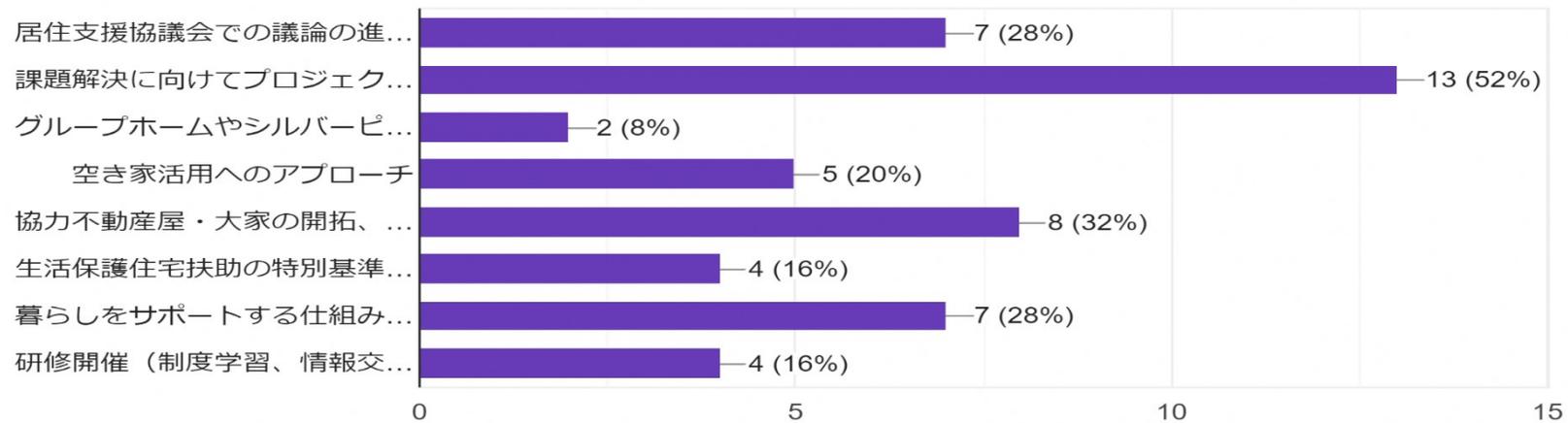
25件の回答



(2)居住支援について ①課題解決策として、次回掘り下げたい内容
25件の回答



(2)居住支援について ②すぐに実行して成果が出そうな内容
25件の回答



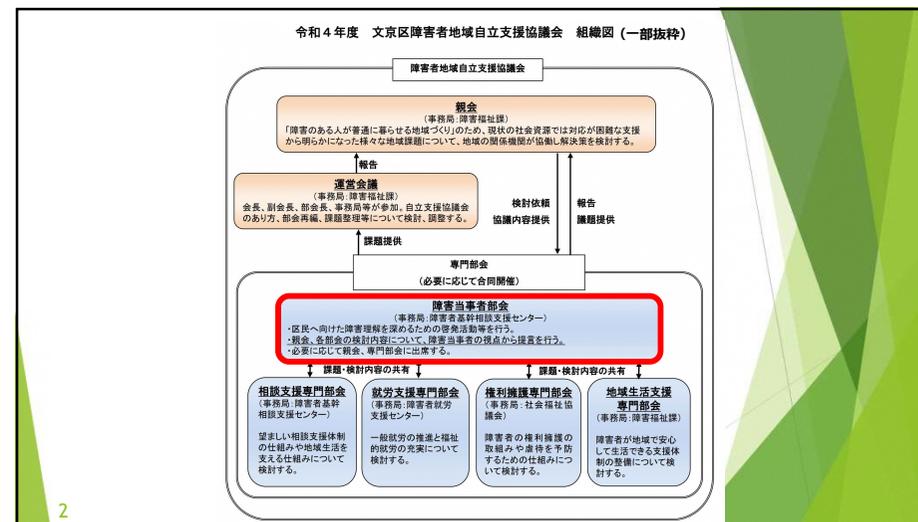
委員名	(1)切れ目ない支援について ①課題解決策として、次回掘り下げたい内容	(1)切れ目ない支援について ②すぐに実行して成果が出そうな内容	(2)居住支援について ①課題解決策として、次回掘り下げたい内容	(2)居住支援について ②すぐに実行して成果が出そうな内容	その他ご意見
浦田愛	支援者が引継げるツール作成、相談機関等の情報周知	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	
夏堀龍暢	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者の準備、努力、工夫について	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者の準備、努力、工夫について	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	(1)について、「支援者の準備、努力、工夫について」も論理的に要素を抽出して、無理なく具体的にマニュアルに盛り込めると良いと思いました。
松尾裕子	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者が引継げるツール作成	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者が引継げるツール作成	グループホームやシルバーピア等の不足、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	グループホームやシルバーピア等の不足、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	
児玉俊史	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	グループホームやシルバーピア等の不足、暮らしをサポートする仕組み作り	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	サービスの移行は必ずやってくるものの、実際に知らないことも多い。機会があれば学ぶ場をいただければと思います。
岩井佳子	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、相談機関等の情報周知	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	
佐藤瑠生	支援者が引継げるツール作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	支援者の準備、努力、工夫について、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	協力不動産屋・大家の開拓、周知活動、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、暮らしをサポートする仕組み作り	支援者が引き継げるツールづくりは現在あるものを活用しながらできることを実現していけたらと思っています。ですが、チームで検討し意見交換しながらのツールづくり、発展できるような仕組みなど備えていければと考えます。居住については大家、管理会社の理解も大切であるのではとも考えます。ですが現実向き合って頂けない事もおおく、現在の状況をすぐに変えることは難しいと思います。もちろん、意見交換の場や周知活動も大事ですので実施もしていけたらと思います。文京区という土地柄家賃が高く、他区で行っている家賃補助の上限を上げる事も並行して現在部屋探しが難航している方を救済する手段もあるとよいと感じます。
當村雪恵	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者が引継げるツール作成	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者が引継げるツール作成	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	
早藤佳代子	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、相談機関等の情報周知	生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて、暮らしをサポートする仕組み作り	協力不動産屋・大家の開拓、周知活動、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	
東條清子	情報を共有するキーパーソンの設定、相談機関等の情報周知	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	空き家活用へのアプローチ、暮らしをサポートする仕組み作り	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、空き家活用へのアプローチ	
豎村仁美	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	情報を共有するキーパーソンの設定、相談機関等の情報周知	空き家活用へのアプローチ、暮らしをサポートする仕組み作り	協力不動産屋・大家の開拓、周知活動、暮らしをサポートする仕組み作り	
高田俊太郎(兼務)	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	支援者の準備、努力、工夫について、相談機関等の情報周知	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	重点課題2つについて、それぞれプロジェクトチームを作り、20人居る委員が話しやすい環境を作った方がいいように思いました。部会長が話しを振って話しを引き出すにしても、とても大変だと思いました。単純に母数を減らした会議体で各委員がしっかり話し合い、その内容を事前に周知し、協議会で議論する。そして、重点課題として議論した内容が、施策に反映されていく。この一連の過程を意識した計画が立てられるといいかと思いました。
小谷野恵美(兼務)	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	
樋口勝	支援者が引継げるツール作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	居住支援について、プロジェクトチームが空き家の調査・活用の現実性、協力不動産のリストなどある程度の下調べをしたうえで、いろいろな情報をもとに空き家活用へのアプローチ、協力不動産・大家の開拓、周知活動を協議した方が、具体的な改題解決に向けての方策がでるように思うが、プロジェクトチームに何をってもらうか、もう少し具体性・現実性を吟味しないとプロジェクトチームも困ると思うので、もう少しイメージを深めていきたい。
安部優	支援者の準備、努力、工夫について、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	支援者の準備、努力、工夫について、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	空き家活用へのアプローチ、暮らしをサポートする仕組み作り	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	
山形奈緒子	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者の準備、努力、工夫について	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者の準備、努力、工夫について	グループホームやシルバーピア等の不足、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、課題解決に向けてプロジェクトチームの発足	
今井惇也	情報を共有するキーパーソンの設定、相談機関等の情報周知	情報を共有するキーパーソンの設定、相談機関等の情報周知	グループホームやシルバーピア等の不足、空き家活用へのアプローチ	グループホームやシルバーピア等の不足、空き家活用へのアプローチ	
田中弘治	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、空き家活用へのアプローチ	空き家活用へのアプローチ、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	基幹相談支援センターやあんしん拠点の役割を再度共有することで、情報の集約や、引継ぎなどについてあらたな視点が生まれるのではないかと思います。
関根義雄	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、情報を共有するキーパーソンの設定	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、生活保護住宅扶助の特別基準適用に向けて	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、協力不動産屋・大家の開拓、周知活動	「手すり」の設置等の義務付けるための建築基準法の改正が急務と考えます。
阿部智子	支援者が引継げるツール作成、相談機関等の情報周知	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	協力不動産屋・大家の開拓、周知活動、暮らしをサポートする仕組み作り	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、暮らしをサポートする仕組み作り	今までも支援者が取り組んで解決できない課題であり、即、解決につながることは困難と考えます。しかし、地域は変化してきている変化しなければならぬ。改めて地域を見直すこと及び地域づくりを目指すことができると良いと思います
水上妙子	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者の準備、努力、工夫について	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、暮らしをサポートする仕組み作り	暮らしをサポートする仕組み作り、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	
向井崇	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	支援者が引継げるツール作成、情報を共有するキーパーソンの設定	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、グループホームやシルバーピア等の不足	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、暮らしをサポートする仕組み作り	
井口勝男	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、相談機関等の情報周知	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、相談機関等の情報周知	暮らしをサポートする仕組み作り、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	暮らしをサポートする仕組み作り、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	障害者福祉から介護サービス移行のパンフレットが既にあるとの発言もありました。参考にさせて頂ければと思います。
本加美智代	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、支援者が引継げるツール作成	障害福祉から介護保険サービス移行のマニュアル作成、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	居住支援協議会での議論の進捗状況確認、空き家活用へのアプローチ	課題解決に向けてプロジェクトチームの発足、空き家活用へのアプローチ	
佐藤祐司	支援者の準備、努力、工夫について、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	支援者の準備、努力、工夫について、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	空き家活用へのアプローチ、暮らしをサポートする仕組み作り	空き家活用へのアプローチ、暮らしをサポートする仕組み作り	
松本美紀	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	相談機関等の情報周知、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	暮らしをサポートする仕組み作り、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	協力不動産屋・大家の開拓、周知活動、研修開催(制度学習、情報交換、交流の場)	

参考資料

おやか い およ そうだん しえん せんもん ぶかい
親会及び相談支援専門部会
 ちいき せいかつ しえん せんもん ぶかい ほうこく
地域生活支援専門部会の報告

れいわ ねん がつ にち か
 令和5年1月24日(火)
 だい かい しょうがいとうじしゃ ぶかい
 第3回 障害当事者部会

1



令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール (一部抜粋)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				② 第2回 (10/28)					第3回
障害当事者部会				第1回 (7/8)		① 第2回 (10/7)				④ 第3回		
専門部会							③ 第2回 (12/2)					第3回

検討依頼
 課題の説明(※)
 報告
 課題に意見
 課題に意見
 解決策の説明(※)
 報告
 解決策に意見

課題の説明(※)
 課題に意見
 解決策の説明(※)
 解決策に意見

(※)「親会で優先して協議する課題」に関係する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。

3

れいわ ねんど ゆうせん はな あ
 令和4年度 優先して話し合うテーマ

しょうがいしゃ しえん きめ
 (1) 障害者への支援に切れ目があること

しょうがいしゃ す み
 (2) 障害者の住まいが見つかりにくいこと

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい
 ▶ 第2回障害当事者部会において、みなさまから

いけん けいけん
 2つのテーマについての意見や経験などを

おし
 教えてもらいました。

4

10/7 だい かい しょうがいとうじしゃふかい
第2回障害当事者部会

おし
みなさまから教えてもらった
いけん けいけん さんこう
意見や経験などを参考に、
じりつ しえん きょうぎかい はな あ
自立支援協議会で話し合いが
おこな
行われました。

10/28 だい かい じりつしえんきょうぎかい おやか
第2回自立支援協議会（親会）

12/2 だい かい そうだんしえん せんもんぶかい
第2回相談支援専門部会・
ちいきせいかつしえん せんもんぶかい
地域生活支援専門部会

だい かい しょうがいとうじしゃふかい
第3回 障害当事者部会



5

5

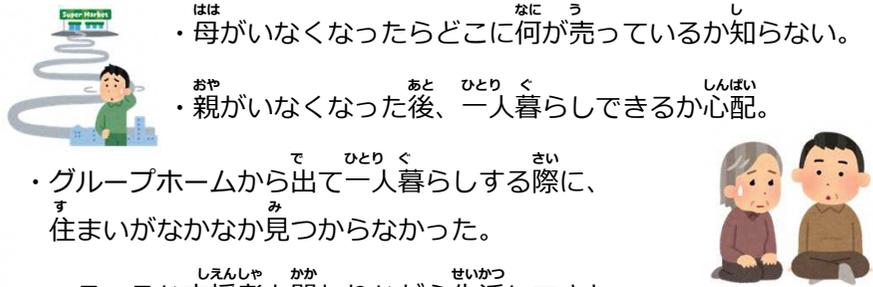
おし
教えてもらった意見・経験など

いは はは ない う し
・母がいなくなったらどこに何が売っているか知らない。

おや
・親がいなくなった後、一人暮らしできるか心配。

グループホームから出て一人暮らしする際に、
す 住まいがなかなか見つからなかった。

いろいろな支援者と関わりながら生活してきた。
いま しえん う ひとり く
今はヘルパーの支援を受けながら一人暮らししている。



6

6

おし
教えてもらった意見・経験など

・グループホームに入る前はさまざまな不安があった。
じゆう がいしゆつ せわにん
自由に外出できるのか、どんな世話人がいるのか、
りようひ しはら つうしょせつ かよ
利用費を支払えるのか、通所施設に通えるのか。

じしん しょうがい おう すく ふあん
・自身の障害に応じたグループホームが少ないので不安。

がくせい ころ しゅうい りかい え たす ほ
・学生の頃、周囲の理解が得られず、助けて欲しいことがあっても、
じぶん なん はいりよ
自分ひとりで何とかしろと配慮をしてもらうことはなかった。



7

7

10/7 だい かい しょうがいとうじしゃふかい
第2回障害当事者部会

おし
みなさまから教えてもらった
いけん けいけん さんこう
意見や経験などを参考に、
じりつ しえん きょうぎかい はな あ
自立支援協議会で話し合いが
おこな
行われました。

10/28 だい かい じりつしえんきょうぎかい おやか
第2回自立支援協議会（親会）

12/2 だい かい そうだんしえん せんもんぶかい
第2回相談支援専門部会・
ちいきせいかつしえん せんもんぶかい
地域生活支援専門部会

だい かい しょうがいとうじしゃふかい
第3回 障害当事者部会



8

8

じりつ しえん きょうぎかい おやかいはな あ
自立支援協議会（親会）で話し合われたこと

がっこう そつぎょう ひっこ せいかつ へんか
 ・学校の卒業や引越しなどの生活が変化するとき、
 あら しえんしゃ いち せつめい きょうゆう
 新たな支援者に一から説明しなくてもいい、共有のツール。

しえんしゃ たが し きかい も
 ・支援者がお互いを知る機会を持つ。
 あら かか しえんしゃ
 ⇒新たに关わる支援者がどういふところかを
 どうじしゃ かぞく せつめい
 当事者や家族などにしっかりと説明できる。

か しえんしゃ こじん けいけん
 ・ライフステージが変わるときに、支援者個人の経験などに
 えいきょう つぎ しえんしゃ ひきつ
 影響されずに、次の支援者へ引継ぎをするシステム。




じりつ しえん きょうぎかい おやかいはな あ
自立支援協議会（親会）で話し合われたこと

ぶんきょうく やちん たか す ほじょ しえん ひつよう
 ・文京区の家賃が高い。住むためには補助などの支援が必要。

いま たてもの かつよう
 ・グループホームとして、今ある建物などを活用できないか。

とち かつよう おも とき そうだんさき
 ・グループホームに土地を活用したいと思った時の相談先が
 わからないかもしれない。

しょうがいしゃ ひとり く しょうがいふくし
 ・障害者の一人暮らしをサポートする障害福祉サービスの
 じりつせいかつえんじょ じぎょうしょ ぶんきょうく
 自立生活援助の事業所が文京区にない。




だい かい しょうがいどうじしゃふかい
 10/7 第2回障害当事者部会

おし
 ▶みなさまから教えてもらった
 いけん けいけん さんこう
 意見や経験などを参考に、
 だい かい そうだんしえん せんもんぶかい
 第2回相談支援専門部会・
 ちいき せいかつしえん せんもんぶかい はな あ
 地域生活支援専門部会で話し合いが
 おこな
 行われました。

だい かい じりつしえんきょうぎかい おやかいはな
 10/28 第2回自立支援協議会（親会）

だい かい そうだんしえん せんもんぶかい
 12/2 第2回相談支援専門部会・
 ちいきせいかつしえん せんもんぶかい
 地域生活支援専門部会

だい かい しょうがいどうじしゃふかい
 第3回 障害当事者部会



しょうだんしえん せんもんぶかい ちいき せいかつしえん せんもんぶかい はな あ
相談支援専門部会・地域生活支援専門部会で話し合われたこと

ふくし いこう
 ・福祉サービスの移行についてのマニュアルづくり。

あら しえんしゃ ひ つ じょうほうきょうゆう しく
 ・新たな支援者に引き継げるツールや情報共有の仕組みづくり。

ひと ひと ぼ しえんしゃ たが し あ きかい
 ・人と人がつながる場や支援者がお互いのことを知り合う機会。

せいかつ へんか くぎ まえ ていぬい ひきつ
 ・生活が変化する区切りだけでなく、その前からの丁寧な引継ぎ。

きかん じょうほう しゅうち しえんしゃ どりよく くふう
 ・それぞれの機関や情報の周知とキャッチする支援者の努力と工夫。



そうだんしえん せんもんぶかい ちいき せいかつしえん せんもんぶかい はな あ
 相談支援専門部会・地域生活支援専門部会で話し合われたこと

ふんきょうく しょうがいしゃ す さが ため はな あ ぼ
 ・文京区で障害者が住まいを探しやすくする為の話し合いの場。

す み かだい ひつよう
 ⇒住まいが見つからない課題にはプロジェクトチームなどが必要。

きょうりょく ふどうさんや おおや み ふ
 ・協力してくれる不動産屋や大家を見つける。増やしていく。

みまも たいおう
 ・見守りやトラブルへの対応など、
 く しく ととの ひとりぐ
 暮らしをサポートする仕組みが整うと一人暮らしもしやすくなる。



13

13

さいごに

はな あ なか あたら で
 話し合いの中で、新しいアイデアなどが出てきました。
 みなさんの いけん かんそう おし
 みなさんのご意見やご感想を教えてください。



しえんしゃ しえんしゃ ひ つ ひとめ わ
 ・支援者から支援者へと引き継がれる、あなたのことが一目で分かる
 けいれきしょ つか おも
 経歴書のようなツールがあったら使ってみたいと思いますか。

ひとりぐ しえん ころづよ
 ・もしも一人暮らしをするなら、どんな支援があると心強いですか。
 しえん す さが おも
 またはどんな支援があれば住まい探しをしたいと思いますか。

14

14

文京区障害者地域自立支援協議会

令和4年度 第3回障害当事者部会 委員意見抜粋

●以下の質問について各委員から発表

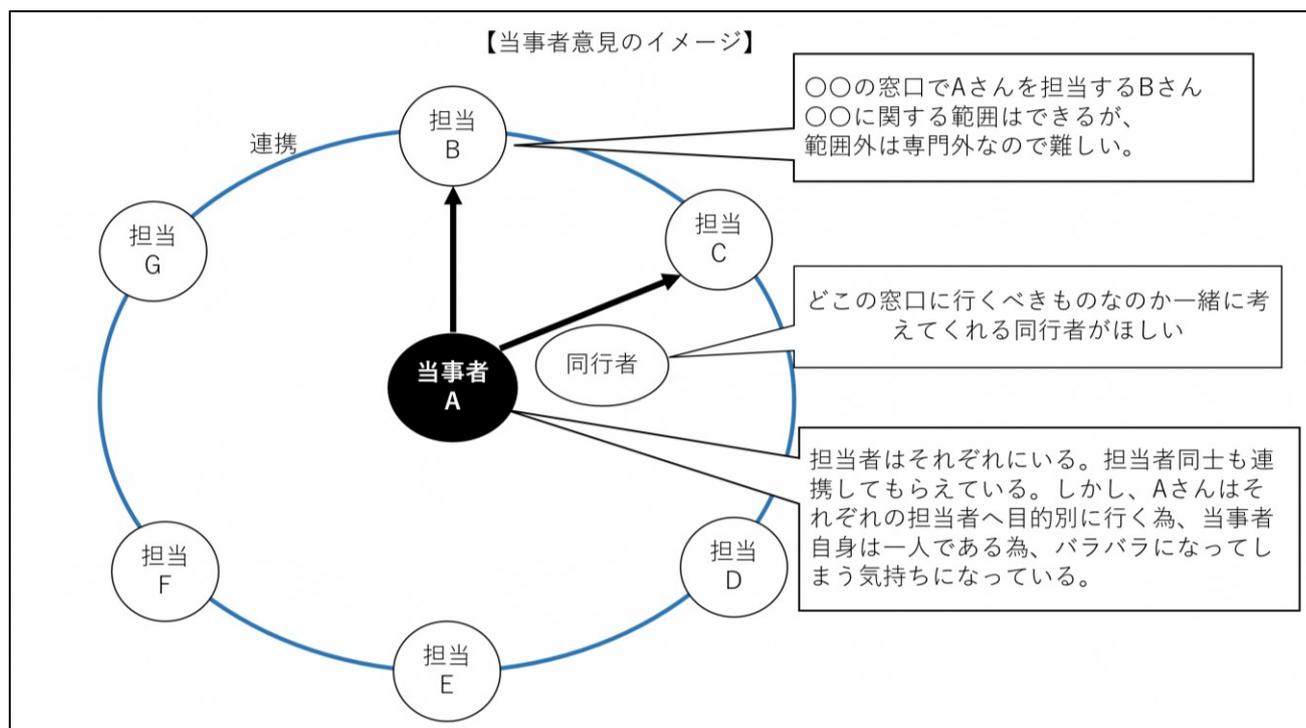
① 支援者から支援者へと引き継がれる、あなたのことが一目で分かる経歴書のようなツールがあったら使ってみたいと思いますか。

- ・とても良い。是非ほしいし、使いたい。
- ・何をどこに相談して良いか一緒に考えて、相談場所に同行してくれる人もいたら良い。(添付資料参照)
- ・支援者同士連携が取れて相談しやすくなるので、使ってみたい。
- ・ツールは分かりやすくコンパクトなものが良い。お薬手帳のようなもの。
- ・自分の昔のことが分かってもらえるので使いたい。
- ・障害問わず誰が見ても分かりやすい物であれば使いたい。

② もしも一人暮らしをするならどんな支援があると心強いですか。またはどんな支援があれば住まい探しをしたいと思いますか。

- ・同行者や引継ぎシステムや訪問してくれる人、気軽に相談できる人、お茶のみ友達等、対等に扱ってくれる人が支援してくれると心強いと思う。
- ・利用費や家賃補助があると一人暮らししやすいと思う。
- ・自分のことを理解して、時に背中を押してくれたり、時に止めてくれたりする人がいると心強い
- ・料理と掃除を手伝ってくれる人がいると心強い
- ・重い物を持ってくれる人がいると助かる。
- ・一人暮らしは寂しいしつまらないので今は考えていない
- ・生活全般支援してくれる人がいると心強い
- ・実際家を探す時に不動産屋さんや大家さんとのやり取りを手伝ってくれる人がほしい
- ・料理してくれる人やお弁当を頼めるシステムがあると心強い
- ・体調が悪くなった時に病院に繋いでくれる人がいると安心
- ・電話が苦手なので電話対応を手伝ってくれる人がいると心強い
- ・買い物へ行った時に重い物を持ってくれる人がいると良い

<添付資料>



区内では『連携ファイル』を活用し、 支援のリレーを行っています

連携ファイルとは・・・

- 連携ファイルは、お子さんの力をいかした生活が送れるように、保護者とお子さんを支援する機関（保育園、幼稚園、学校、療育機関等）が協力して作成するファイルです。
- それぞれの機関が園や療育機関でのお子さんの様子や支援の状況を、保護者の方を通じて共有し連携を図ることで、お子さんのより良い支援にいかすことを目的としています。情報を共有する中でお子さんの成長をより促すかわりをみつけていくことも目的としています。
- 就学時には学校が幼児期のお子さんの様子や支援内容を引き継ぎ、さらに一貫した支援体制を作ることをねらいとしています。

中身は・・・

連携ファイルは、お子さんが安心して過ごせるように必要な支援や環境づくりに必要な情報をまとめたものです。

■私の紹介

葛飾区内の相談・療育機関（子ども総合センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所など）の共通の面談用資料です。

■アイリスシート

お子さんの得意なことや苦手なこと、配慮の方法を引き継ぐために、現在通っている園や学校、療育機関等が年に1回作成するシートです。お子さんの利用している機関により、園用、療育機関用、医療機関用の3種類があります。

■連携機関リスト

お子さんが関わっている関係機関のリストです。

情報提供の可否について保護者にご記入いただく欄がありますので、A 園には見せてもいいけれど、B 機関には見せたくないというような場合には、情報提供の可否欄にそれぞれ○で囲んでください。⊗のついた機関や園には情報提供を行いません。

連携ファイルの作成方法は・・・

- 連携ファイルは、主に葛飾区内の相談支援事業所、葛飾区子ども総合センターで、お子さんについての相談時に作成しています。
- 連携ファイルの各書式は区のHPからダウンロードできます。

連携ファイルの活用方法

- 連携ファイルの管理は保護者の方にお任せしています。お子さんの支援に必要な情報を必要な場所へ提供する際に、この連携ファイルを活用してください。
- 就学をむかえるお子さんの場合、学校に進学する際の準備にも活用できます。学校への引き継ぎ資料としてお役立てください。

「連携ファイル」による支援のリレーを行います

「連携ファイル」は、乳幼児期から学校生活、就労にいたるまで一貫した支援を受けられるように、お子さん一人ひとりの発達の様子を記録するためのファイルです。



連携ファイル

私の紹介
区内共通の面談用資料です。
お子さまの基本的な状況が記入されています。

アイリスシート

保護者と支援機関が協力して作成する連携シートです。お子様の得意苦手、配慮方法などを引き継ぎます。

お子さんの療育のために、支援に関係する機関は保護者の同意に基づき、「連携ファイル」を通じて情報を共有し、連携しながら支援の充実を図ります。

私の紹介

<葛飾区内共通の初回面談用紙>

私の紹介は、葛飾区内の相談・療育機関(子ども総合センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所など)の共通面談用資料です。

保護者が連携ファイルに入れて保存し、必要に応じて幼稚園、保育園、療育機関、保健センター、学校、などにコピーをお渡しください。



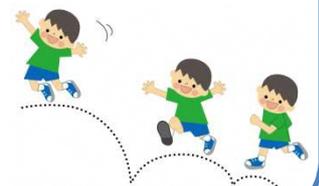
葛飾区

ふりがな		性別	生年月日		連絡に関する特記事項	
児童氏名						
ふりがな		続柄	連絡先 電話	自宅		
申請者 氏名				携帯		
				e-mail		
住 所	〒 葛飾区			居住環境 () マンション・アパート () 戸建 () 持ち家 () 賃貸		
保育園・ 幼稚園・ 学校など	園・学校名	利用日数	開始		連携可否など	
		日/週	年	月	年	月
		日/週	年	月	年	月
		日/週	年	月	年	月
		日/週	年	月	年	月
家族構成	氏名	続柄	生年月日		家族親戚の状況	
			年	月	日	同居家族に通院・介護などの事情がありますか？(はい・いいえ) 同居家族以外に親戚などのサポートがありますか？(はい・いいえ)
			年	月	日	
			年	月	日	
			年	月	日	
			年	月	日	
			年	月	日	
		年	月	日		
☺ 相談をしたきっかけや経過についてご記入ください						
最初の相 談のきっ かけ	<相談をしたきっかけ>					
	<一番心配なこと、相談されたこと>					
	<お子さんのご様子・エピソードなど>					
相談概要 支援経過 (該当に○ または詳 細記入)	期間	支援機関(保健センター、病院、相談室等)			支援内容・検査結果・連携可否等	
	1歳半健診(年 月～)				子ども相談・グループ	可・否
	3歳児健診(年 月～)				子ども相談	可・否
	5歳児健診(年 月～)	子ども総合センター				可・否
	年 月～ 年 月					可・否
	年 月～ 年 月					可・否
	年 月～ 年 月					可・否

😊今までの成長について、当てはまるものに○など、ご記入ください

出産状況	<妊娠時のこと> 切迫流産・早産 妊娠高血圧症候群 糖尿病 服薬 喫煙 飲酒 その他特記事項 ()					
	<出産時のこと> 妊娠期間 (週 日) 分娩方法 (自然分娩 帝王切開 吸引分娩) 体重 (g) 身長 (cm) 黄疸が重かった 哺乳力が弱かった 頭位・骨盤位・新生児仮死・その他特記事項 ()					
育ち	首が座ったのはいつですか？	歳	か月	人見知りのはいつですか？	歳	か月
	お座りができたのはいつですか？	歳	か月	指さしをしたのはいつですか？	歳	か月
	ハイハイができたのはいつですか？	歳	か月	意味のある言葉を話したのはいつですか？	歳	か月
	1人で立ったのはいつですか？	歳	か月	2語文が言えるようになったのはいつですか？	歳	か月
	1人で歩いたのはいつですか？	歳	か月	以前話していたのに言わなくなってしまった言葉がありますか？ (ない・ある 歳 か月頃)		
健康 子の様子	<入院や手術を伴うような大きな病気> →なし →あり (疾患名) (歳の時) (医療機関) (現在の状況)					
	<ひきつけやけいれんを伴う高熱> →なし →あり (疾患名) (歳の時)					
	<耳のきこえ・音に関すること> →気にならない →気になる (具体的に記入：)					
	<聴力検査> あり (歳 ヶ月ごろ/新生児聴覚スクリーニング・聴力検査・その他) ・なし					
	<視力・見えかたに関すること> →気にならない →気になる (具体的に記入：)					
	<視力検査> あり (歳 ヶ月ごろ/ランドルト環・その他) ・なし					
<その他の感覚 (苦手なものや過敏・鈍麻なものごと)> →気にならない →気になる (具体的に記入：)						
<アレルギー> なし あり ()						
通院状況	医療機関名	受診科名	頻度	開始	備考	
				年 月～ 年 月		
				年 月～ 年 月		
				年 月～ 年 月		

✎メモ(ご自由にお使いください).....



「私の紹介」を記入してくださる方へ

◆書き手について

「私の紹介」は、発達相談の時に、相談員が保護者にお話を伺いながら記入します。各機関が聞き取りをして記入することを想定していますが、保護者のご希望があれば、保護者に記入していただいてもかまいません。

◆記入する内容について

「私の紹介」は、お子さまの生育歴や相談歴、支援の状況、希望など、基本的な事項を記載するものです。福祉サービスの利用や、特別な支援が必要になったときのための共通資料としてお使いください。

また、別紙1・2は成長とともに変化していく項目についてまとめています。共通資料として使う際に更新がある場合は、用紙を追加するなどしてご利用ください。

なお、用紙についてはホームページにも載せています。適宜印刷してご利用ください。

◆保存や管理について

「私の紹介」は、保護者をご自分で原本を保存し管理します。幼稚園・保育園・相談支援事業所・療育機関・保健センター・学校等は保護者の同意のもとにそのコピーを保存します。

詳細については、下記にお問い合わせください。

葛飾区子ども総合センター

〒125-0062

葛飾区青戸4-15-14

電話 : 3602-1388

FAX : 3602-1292

☆私の紹介 別紙1☆

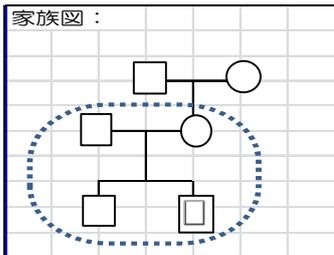
☺ 日常生活に関することについてご記入ください				
主訴	保護者の意向・希望		児童の様子	
食事	声かけや見守りをすれば自分で食べられる（箸・スプーン・フォーク・コップ・ストロー）			
	一部介助すればできる	（介助の方法に○：流動食やきざみなどの加工・補助具の使用		
	全介助	その他)		
	*偏食（なし・あり：食べられるもの)			
排泄	声かけや見守りをすれば自分でできる（伝える 後始末する 手洗いうする）			
	一部介助すればできる			
	全介助			
入浴	声かけや見守りをすれば自分でできる		着脱	声かけや見守りをすれば自分でできる （ボタン ファスナー 前後の区別 左右の区別）
	一部介助すればできる （シャンプーの手伝い・自分で洗うが不完全）			一部介助すればできる （部分的に介助 大きさの工夫 補助具 目印等）
	全介助			全介助
移動	自分で移動できる		ことば	自分の意思を伝えられる（多語文・二語文・単語・身振り・指さし・視線・サイン・写真絵カード・文字盤・筆談・意思伝達装置）
	一部移動できる （車いす 義肢 装具 すりばい 手つなぎ）			日常会話で質問に回答できる
	全介助			日常的な単語は理解できる （ことばで サインで 絵カードで）
行動 情緒面	強いこだわり・多動・パニックなどが（ほぼ毎日/週1日）ある			
	睡眠の問題（昼夜逆転）や食事排泄に係る不適応行動（過食/使いじり等）が（ほぼ毎日/週1日）ある			
	自分を叩く・他人を叩く蹴る・物を壊すなどが（ほぼ毎日/週1日）ある			
	再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかることが（ほぼ毎日/週1日）ある			
	気分がゆううつで悲観的になったり時には思考力が低下することが（ほぼ毎日/週1日）ある			
	他者と交流することの不安や緊張（慣れにくい/遊べない）のために外出できない			
	また自室にこもって何もしていないでいることが（ほぼ毎日/週1日）ある			
学習障害のため読み書きについて将来的（就学後等）に困難さが予想されると、医師、臨床心理士等の専門職から指摘されている				
その他	気が散りやすい	かっとなったりいらいらしやすい	気持ちの切り替えが難しい	
	急に飛び出す	高いところにのぼってしまう	何でも口に入れる	
☺遊びに関することについてご記入ください				
好きなあそび	（外あそび		）	
	（室内あそび		）	
お子さんの長所				

☆私の紹介 別紙2☆

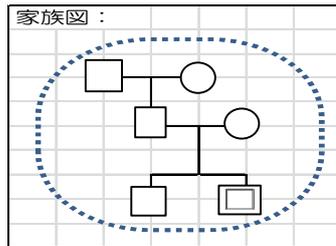
😊現在の支援する機関、福祉サービス利用状況や、通院、診断などについてご記入ください							
家族図（祖父母まで）			社会関係図（お子さんと関わりのある家族・団体等）				
障害名 / 診断名			診断機関		診断を受けた日（ 年 月 日）		
手帳・受給者証	愛の手帳 度	身体障害者手帳 種 級	精神障害者保健福祉手帳 級	通所受給者証（NO. ）福祉サービス受給者証（NO. ）			
特記すべき医療の状況（服薬・医療的ケアなど）							
現在の受給者証利用状況	サービスの種類	支給量	支給期間			事業所名	
		日/月	年 月 日	～	年 月 日		
		日/月	年 月 日	～	年 月 日		
		日/月	年 月 日	～	年 月 日		
		日/月	年 月 日	～	年 月 日		
		支給量	日/月	年 月 日	～	年 月 日	
	支給量	時間/月	年 月 日	～	年 月 日		
発達検査など（最新）	検査名	検査日	検査機関	検査結果			
	新版K式発達検査	年		姿勢・運動	認知・適応	言語・社会	全領域
		/					

家族図の例

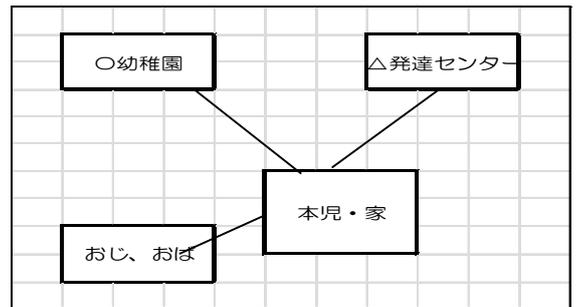
三世帯（母方祖父母別居・きょうだい）



三世帯（父方祖父母同居・きょうだい）



社会関係図の例



□(四角)が男性、○(丸)が女性。本人に囲いをしてください。

アイリスシート

（お子さまの楽しい園生活・学校生活のために）

アイリスシートはお子さまが楽しい生活を送るために保護者とお子さまの支援機関が協力して作成する連携シートです。

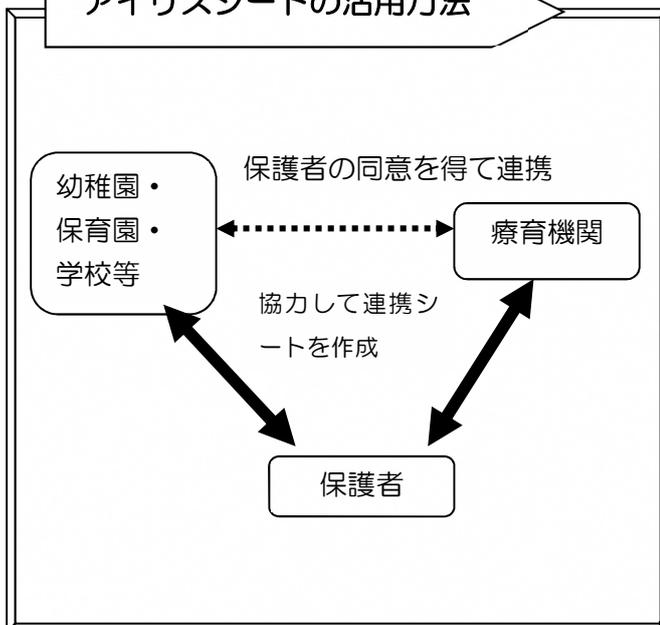
お子さまの得意なことや苦手なこと、配慮の方法などを引く継ぐために、幼稚園や保育園、療育施設などが年に1回シートを作成します（秋頃）。

原本は連携ファイルに入れて保存し、コピーをお子さまの通う幼稚園や保育園、療育機関、保健センター、学校等の支援機関にそれぞれお渡しください。

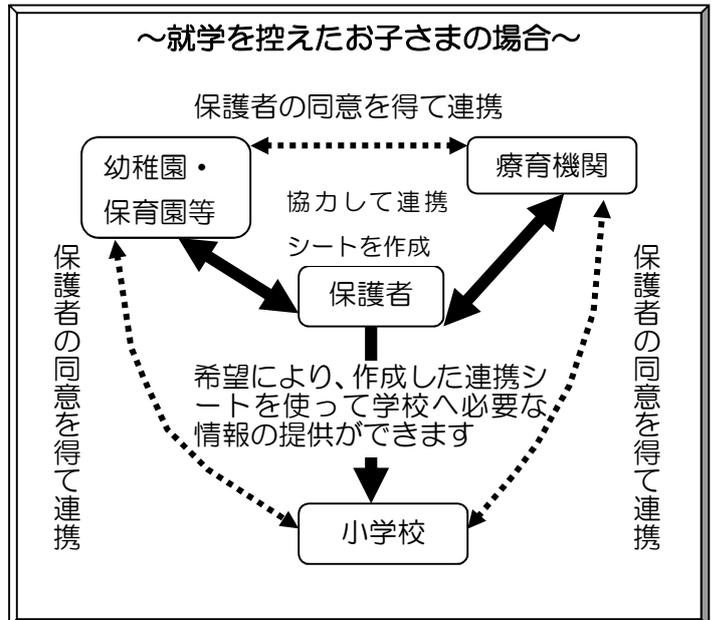
年長児は所属機関同士の連携のほかに、就学相談の資料としてご利用いただいたり、就学時健診や学校説明会、学校引き継ぎ会のときに学校へお渡ししたりするなど、学校への引継ぎ資料としてご活用ください。



アイリスシートの活用方法



～就学を控えたお子さまの場合～



名前（ ）さん

「障害児支援利用計画」「個別の支援計画」などを添付してください

障害児支援利用計画とは

「障害児支援利用計画」とは、本人や保護者のニーズに応じ、福祉、保健、医療、教育などの総合的な視点から自立した生活をささえるために作成されます。地域の相談支援事業所においてご相談ください。

「園記入用アイリスシート」「児童発達支援計画アイリスシート」「連絡用アイリスシート」などを添付してください。

【園記入用アイリスシート】

所属している保育園や幼稚園、通園施設などで、現在できていること、目標となることなどを記入します。年に1回、秋頃に所属園に作成を依頼してください。

【児童発達支援計画アイリスシート】

児童発達支援事業所などの療育機関で作成する個別支援計画に該当します。前期に目標だけを記入したものを提示し、後期に評価や留意点を書き加えます。半年に1度、目標の見直しをします。

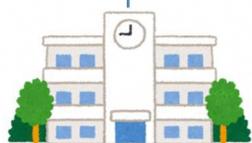
【連絡用アイリスシート】

各関係機関が連絡を取り合うのにご自由に使用してください。

※個別の支援計画とは

「個別の支援計画」とは、療育施設等での支援目的や方法について支援者が、保護者とともに作成するものです。通常、学期はじめに作成され、学期の終わりには評価が加えられます。通常年2～3回作成されます。

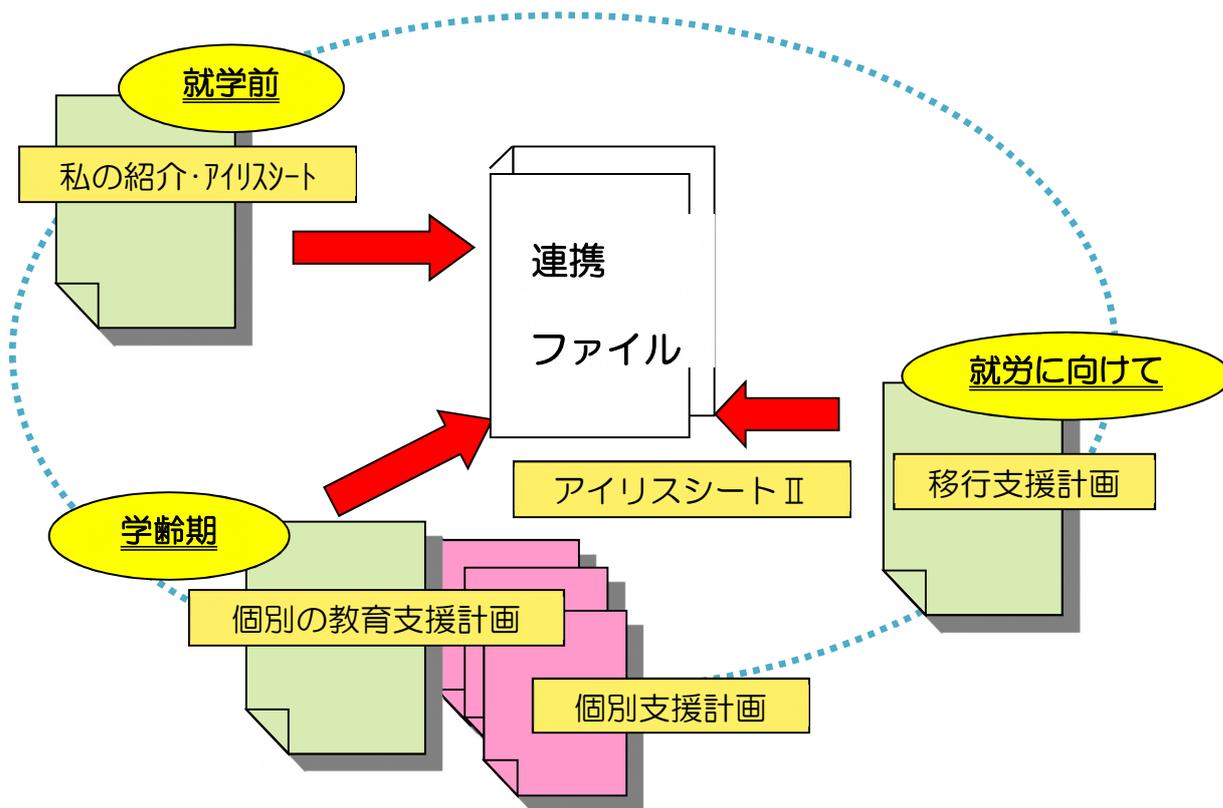
服薬状況（お薬手帳の写し）や面談時のメモなどご自由にご活用ください。



「アイリスシート」を関係機関で活用するためには

- 1 アイリスシートは、連携ファイルに入れて、保護者が保管してください。
- 2 「アイリスシート」は支援会議の資料として、ご利用いただけます。また、教育相談や進学の際にも、お子さまの様子をお伝えするのにご利用ください。
- 3 個人情報の取り扱い
支援機関同士の連絡は、保護者の方の承諾を必ず得て行います。保護者の承諾なしに、支援機関同士が情報を交換することはありません。
- 4 保護者の判断で「アイリスシート」の全部、または一部を、お子さまが通っている学校や支援機関に情報提供しなくても問題ありません。

それぞれの時期の記録を連携ファイルにして、いろいろな人の支援をつなぎます。



<お問い合わせ>

葛飾区 子ども家庭支援課発達相談担当係

電話 03-3602-1388 FAX 03-3602-1298

〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 子ども総合センター内



アイリスシート

検索

連携機関リスト

年 月 日 作成

作成機関（担当者）：

お子さまのお名前	ふりがな			
保護者のお名前				
支援機関の名前	現在の支援	今後の希望	連絡先・担当	情報提供
療育機関（１）			（ ）	可・否 R . .
療育機関（２）			（ ）	可・否 R . .
園・学校等	人数・通級、交流・先生との関係		（ ）	可・否 R . .
就学先・進学先			（ ）	可・否 R . .
医療機関	診断、脳波、服薬など		（ ）	可・否 R . .
福祉機関	手帳、レスパイト、移動介助		（ ）	可・否 R . .
地域（学童・放課後活動・習い事など）			（ ）	可・否 R . .
保健センター			（ ）	可・否 R . .
相談機関			（ ）	可・否 R . .
その他			（ ）	可・否 R . .
家庭状況 （睡眠、食事、着脱、排泄 清潔、遊び、余暇、手伝いな ど）				

「アイリスシート」、「私の紹介」の内容を確認し、上記の情報提供の可否の欄に可とした支援機関に、情報提供することに同意します。

保護者サイン _____

【園記入用アイリスシート】

記入日 年 月 日

児童氏名 _____

記入機関名 _____

記入者氏名 _____

1 成長、発達に関すること(幼稚園、保育園、療育機関等が記入をしてください)

日常生活に関すること ・着衣 ・排便 ・食事 (偏食、量、様子)	
活動・学習等の様子 ・歌・楽器の演奏 ・絵・工作等 ・体育・遊戯 ・文字・数の理解	
集団参加 ・集団への参加状況 ・グループでの遊び ・対人関係の成立	
安全管理に関すること ・見守りの必要性等	
コミュニケーション ・意思の通じ合い ・言語、話し合い	

記入日 年 月 日
児童氏名
記入機関名

遊びの特徴	
身体・疾病 の状況 ・視力、聴力、四肢 の状況を含む	
調査・検査 の実施状況	
性格・家庭 状況など	
支援内容・方法 の工夫などに 関すること	
次年度も引き 続き支援が必 要だと思われ る事項、希望等	

備考（他の支援機関への質問事項などがありましたらご記入ください）

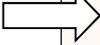
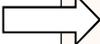
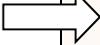
--

【連絡用アイリスシート】

氏名： _____

1 連絡欄：各機関へのご質問や連携の記録などにお使い下さい。

発信者				宛て先			
所属 _____				所属 _____ 御中			
記入者 _____				記入者 _____ 様			
記入日	年	月	日	記入日	年	月	日
所属 _____				所属 _____ 御中			
記入者 _____				記入者 _____ 様			
記入日	年	月	日	記入日	年	月	日
所属 _____				所属 _____ 御中			
記入者 _____				記入者 _____ 様			
記入日	年	月	日	記入日	年	月	日

発信者		宛て先	
所属 _____ 記入者 _____ 記入日 年 月 日		所属 _____ 御中 記入者 _____ 様 記入日 年 月 日	
所属 _____ 記入者 _____ 記入日 年 月 日		所属 _____ 御中 記入者 _____ 様 記入日 年 月 日	
所属 _____ 記入者 _____ 記入日 年 月 日		所属 _____ 御中 記入者 _____ 様 記入日 年 月 日	

アイリス番号					
--------	--	--	--	--	--

【児童発達支援計画(アイリスシート)】

作成日： 年 月 日

<small>ふりがな</small> 児童氏名 (男・女)	計画期間 年 月 日から 年 月 日まで
生年月日 年 月 日	記入機関
グループ指導 回/月	個別指導 回/月
担当者	担当者
保護者の希望	
重点目標	

《発達支援》

	支援目標・内容	支援の手立て、留意点など	達成状況・実態
日常生活			評価時に記入
運動・認知			
集団参加			
コミュニケーション			

《家族支援》	
《地域支援》	
身体状況(視力、聴力など)、 最新の検査結果	評価時に記入
次年度も引き続き支援 が必要だと思われる事 項、希望等	

評価：◎－ひとりでできる ○－援助があればできる △－もう少し援助が必要

備考	
-----------	--

事業所名：

代表者：

Ⓔ

児童発達支援管理責任者：

作成者（職種）：

Ⓔ

上記の児童発達支援計画に同意します。

____年 ____月 ____日 保護者氏名

介護保険対象者のための障害福祉サービス利用の手引き

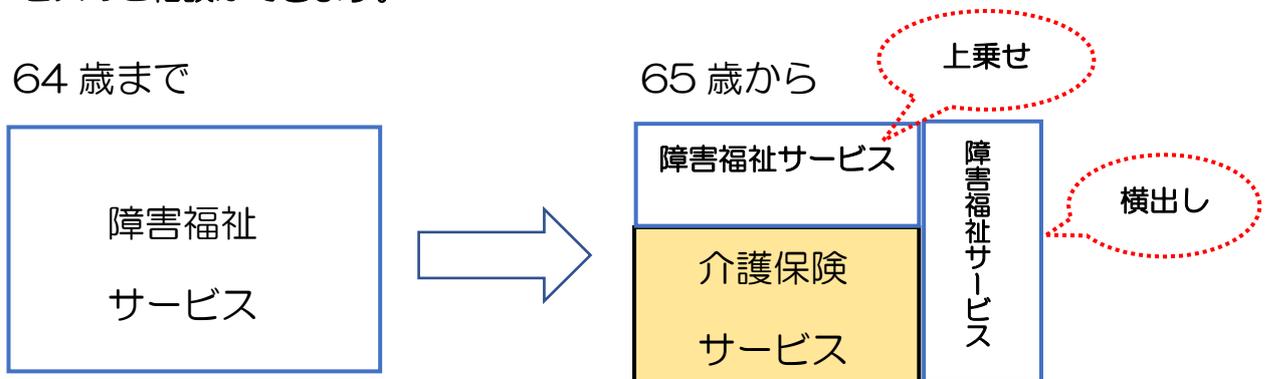
介護保険制度との適用関係について

障害者総合支援法（注1）では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっています。

そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスのご利用が可能です。（横出しサービスといいます）

また介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は障害者福祉サービスで足りない分の支給ができます。（上乘せサービスといいます）

利用可能な介護保険サービスに係り事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要なサービスのご相談ができます。



（固有サービス早見表）

【障害福祉固有サービス】

- ・同行援護・行動援護
- ・重度訪問介護
- ・訓練等給付 ・移動支援
- ・オーダーメイド補装具等
- ・施設入所 ・共同生活援助 等

【介護保険と障害福祉の同等のサービス】

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・短期入所

【介護保険固有のサービス】

- ・通所介護
- ・訪問看護、リハ
- ・福祉用具レンタル
- ・介護保険利用入所施設

1. お手続きの方法

①すでに障害福祉サービスを利用している65歳のお誕生日を迎える

障害者・指定難病等の方（特定疾病に該当する40歳のお誕生日を迎えた障害者を含む）

➡ 介護保険のサービスを受けることが可能か否か等を判断するために、
介護保険の申請の手続きをお願いいたします。

障害福祉サービスの更新のお知らせ

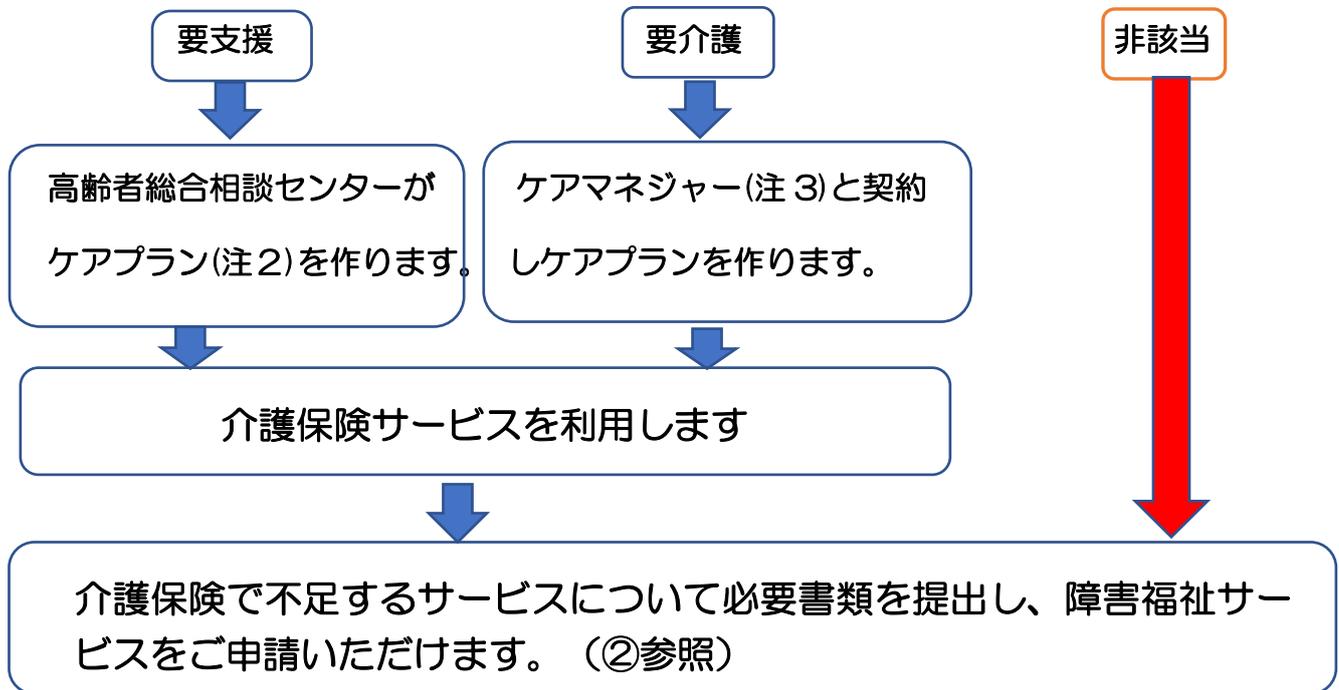
65歳になる1~2か月前に障害者福祉課
支援係地区担当者からお知らせします。

要介護認定の申請・要介護認定調査

_____ 高齢者総合相談センター

電話 _____

※ご本人・ご家族で介護保険の申請手続きをすることが困難な方には、障害者福祉課支援係の地区担当者が申請のお手伝いをします。



《上乗せ支給等の申請・更新・変更に必要な資料について》

ケアプラン（居宅サービス計画書、サービス利用票、サービス利用票別表、週間サービス計画表）及びアセスメント票、非該当の場合はサービス等利用計画案又はセルフプラン

②すでに介護保険を利用している障害者手帳（指定難病等含む）をお持ちでサービスが不足している方（特定疾病に該当する40歳のお誕生日を迎えた障害者を含む）

➡ 障害福祉サービスを上乗せあるいは横出しで受けることが可能か判断するために、**障害福祉サービスの申請の手続き**をお願いいたします。

ケアプランの提出（障害者福祉課支援係）

・ケアマネジャーが支援係地区担当者にお申し出ください。事前に面談の予約を電話でお取りください。

申請・障害支援区分認定調査訪問

・ご自宅や入院先に訪問します。ケアマネジャーの同席が必要です。

介護給付審査会・支給決定会議

・受給者証が発行されます。

更新・変更

・毎年更新申請が必要です。ケアプランが変わり支給量に変更があるときは都度ご申請をお願いします。

注1 障害者総合支援法第7条（他の法令による給付等との調整）

自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

注2 ケアプランとは

介護保険サービスの利用計画のことです。担当のケアマネジャーが、どのようなサービスをどのくらい利用するかについて、本人や家族の希望を考慮しながら、本人に適したものを作成するものです。

注3 ケアマネジャーとは

介護支援専門員という名称で、介護保険サービスを利用するときの相談や、ケアプランを作成します。

サービス事業者の調整も担当します。

2. 利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯は無料です。市区町村民税課税世帯の方については、利用したサービスの10%が利用者負担となります。ただし、区では現在利用者負担額を3%に軽減する施策を取っています。

月ごとの利用者負担には上限があり、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

世帯の範囲…当該障害者及び配偶者

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市区町村民税非課税世帯	0円
一般1	市区町村民税課税世帯（所得割16万円未満、ただし18歳未満及び20歳未満の施設入所者は所得割28万円未満）	9,300円 （18歳未満4,600円）
一般2	上記以外	37,200円

※障害福祉サービスと介護保険を併せてご利用の場合、基準額を超えて支払った負担額や、一定の条件を満たせば65才になって介護保険に移行し支払った負担額が、高額障害者サービス費として申請により後から支給される場合があります。障害者福祉課経理係にお問い合わせください。

3. その他

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型等、制度上不足する時間数が計算できないサービスの場合は、対象外です。これらのサービスをご検討の場合は必ず地区担当者にお知らせください。

②入院等により介護保険サービスの単位が余る際には、障害福祉サービスの請求より先に、介護保険でご請求ください。

③障害支援区分の確定後の利用となります。区分認定にはひと月程度かかりますので、お早目のご相談をお願いします。

④障害福祉サービスの居宅介護の身体介護では外出同行はできません。同居家族がいても必要性が認められれば家事援助の対象となります。同様に、必要性が認められれば院内介助も可能です。

【お問合せ先】 障害者福祉課支援係 ☎5273-4583 Fax 3209-3441

障害者福祉課経理係 ☎5273-4520 Fax 3209-3441

地域生活支援拠点は、文京区在住の障害者のために、相談支援と地域づくりなどの支援を行っています。

★「地域生活支援拠点」とは？

「地域生活支援拠点」は、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で生活をするために、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目指す機関です。

文京区の世界生活支援拠点は、介護保険の日常生活圏域に合わせて4地区にあります。各地区の拠点は、文京区が社会福祉法人等に委託して運営しています。

運営法人

本富士地区地域生活支援拠点	社会福祉法人 本郷の森
駒込地区地域生活支援拠点	特定非営利活動法人 エナジー本舗
富坂地区地域生活支援拠点	社会福祉法人 復生あせび会
大塚地区地域生活支援拠点	復生あせび会・文京槐の会共同事業体

★障害者が住み慣れた地域で生活をするために求められる5つの機能

①「相談」

障害者及びその家族などの相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行う機能

②「緊急時の受入れ・対応」

短期入所を活用し、障害者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

③「体験の機会・場」

地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

④「専門的人材の確保・養成」

医療的ケアが必要な障害者等や重度化した障害者等などに対して、専門的な対応ができる体制を確保し、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤「地域の体制づくり」

障害者が地域で住み続けられるように、地域の関係機関との連携体制を構築し支援する機能

※各地区の世界生活支援拠点は「①相談」と「⑤地域の体制づくり」の2つの機能を担います。その他の機能については、拠点と地域の関係機関が協力して実施して行きます。

「生活あんしん拠点」は、正式名称「地域生活支援拠点」の愛称です。

【文京区本富士生活あんしん拠点(文京区本富士地区地域生活支援拠点)】

所在地 文京区本郷2丁目21番3号 青木ビル1階

電話番号 03-3868-3033

FAX番号 03-3868-3039

メールアドレス motofuji@kyoten-bunkyo.jp

担当地区

白山1丁目3・4・9・10・15、本郷1～7丁目、湯島1～4丁目、西片1丁目1～18・20、西片2丁目、向丘1丁目1～6・16～20、向丘2丁目1～10・11(1-5)・13(8-21)、弥生1～2丁目、根津1～2丁目

【文京区駒込生活あんしん拠点(文京区駒込地区地域生活支援拠点)】

所在地 文京区千駄木5丁目37番16号 コア・ティー・ケー101号

電話番号 03-5832-9720

FAX番号 03-5832-9721

メールアドレス komagome@kyoten-bunkyo.jp

担当地区

白山1丁目23～29、向丘1丁目7～15、向丘2丁目11(6～14)・12・13(1～7)・14～39、千駄木1～5丁目、本駒込1丁目、本駒込2丁目1～8・9(1～6、18～33)・12～28、本駒込3～5丁目、本駒込6丁目13～25

【文京区富坂生活あんしん拠点(文京区富坂地区地域生活支援拠点)】

所在地 文京区千石1丁目15番5号 千石文化苑ビル101号

電話番号 03-5810-1535

FAX番号 03-6912-1228

メールアドレス tomisaka@kyoten-bunkyo.jp

担当地区

後楽1～2丁目、春日1丁目、春日2丁目1～7・9～26、小石川1～4丁目、5丁目1～4・8～17・20～41、白山1丁目1・2・5～8・11～14・16～22・30～37、白山2～5丁目、千石1～4丁目、水道1丁目1・2・11・12、小日向4丁目1～2、大塚3丁目31～44、大塚4丁目1・2(6～14)・3(5～11)・4(1～3)、西片1丁目19、本駒込2丁目9(7～17)・10～11・29、本駒込6丁目1～12

【文京区大塚生活あんしん拠点(文京区大塚地区地域生活支援拠点)】

所在地 文京区水道2丁目3番17号 グラングスト文京101号

電話番号 03-6801-5216

FAX番号 03-6801-5217

メールアドレス otsuka@kyoten-bunkyo.jp

担当地区

春日2丁目8、小石川5丁目5～7・18～19、水道1丁目3～10、水道2丁目、小日向1～3丁目、小日向4丁目3～9、大塚1～2丁目、大塚3丁目1～30、大塚4丁目2(1～5、15)・3(1～4、12)・4(4～12)・5～53、大塚5～6丁目、関口1～3丁目、目白台1～3丁目、音羽1～2丁目

【開所日】 月～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)

【開所時間】 午前10時 ～ 午後5時30分